

平成30年度 事業計画について

【法定検査事業の実施方針】

平成29年度は、法定検査の受検率向上を着実に推進することなどを目的に、県循環社会推進課と県公園・生活排水課の合同主催による「大分県浄化槽行政担当課長等会議」が設置され、県、市町村及び検査機関の三者による情報共有と連携強化に向けた取組が始まったところである。

平成30年度においては、当会議の定期的な開催により、現状認識を深めながら受検率向上を妨げる要因等を明確化し、それぞれの団体が法令により付与されている権限に基づき、問題解決に向けて実効性のある取組を行っていく必要がある。

このような枠組みにおいて当協会は、行政との信頼関係をこれまで以上に丁寧に構築しながら、行政と協働して未受検対策に取り組むとともに、現有物件の確保並びに法定検査受検率向上のため、全力で以下の事業に取り組むこととする。

なお、平成24年度に策定した「長期構想」及び「長期戦略」については、策定当時の法定検査等にかかる情勢が、昨今の浄化槽を取り巻く状況と大きく乖離していることなどから白紙に戻し、平成30年度以降は、平成28年度の検査実績等を基本にして現実的な事業計画を策定していくこととする。

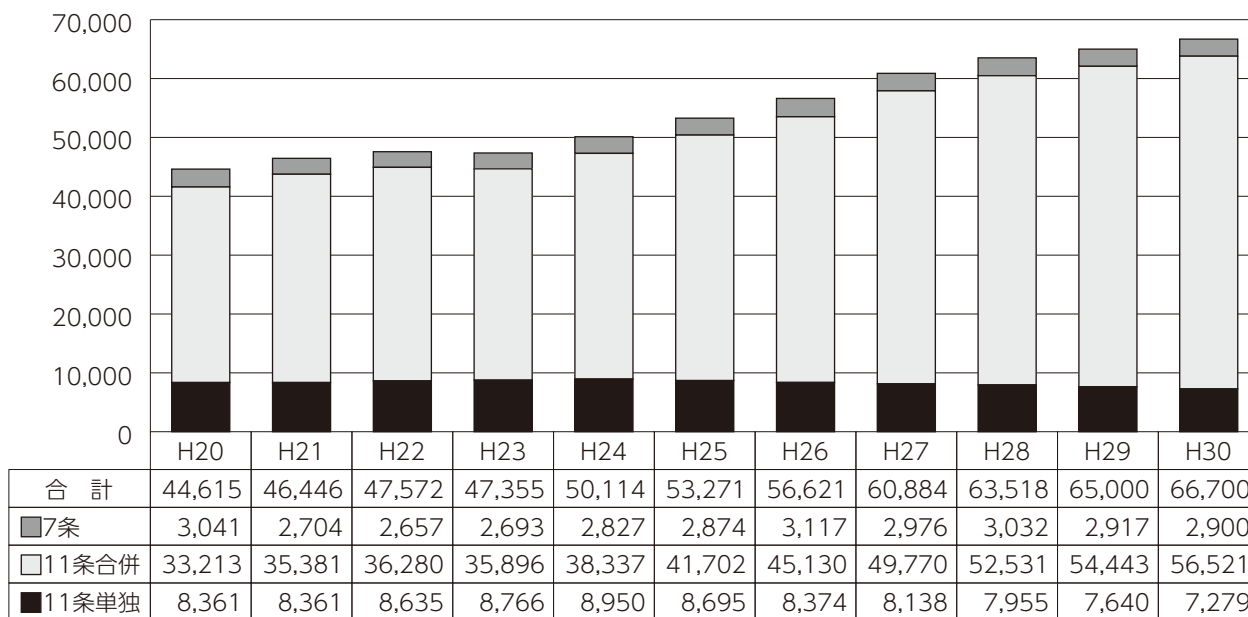
したがって、今後の事業計画については平成30年度内に、平成31年度から3年間程度の中・短期事業計画を策定し、毎年度、事業進捗のフォローアップを行いながら、適宜見直しを行うこととする。

【法定検査の目標件数】

上記のことより、平成30年度目標件数を以下のように設定する。

平成30年度目標件数		
法第7条検査	法第11条検査	合計
2,900件	63,800件	66,700件

法定検査実施件数の推移（10年間）



1. 検査実施率の向上について

平成25年度より着手した補助事業物件と補助事業外の未受検対策について、引き続き行政連携を密に行いながら実施し、更なる検査実施率向上に努める。

【参考】平成28年度 法第11条検査内訳（協会内データにつき公表値と異なる）

		設置基数（H26末）	検査件数（H28）	検査実施率（H28）
協会事業	合併処理浄化槽	70,943基	52,531件	74.0%
	単独処理浄化槽	75,570基	7,955件	10.5%
	合計	146,513基	60,489件	41.3%

平成30年度 事業計画について

年度当初に直近の未受検者データを作成し行政へ報告。

未受検者に対して継続的な受検指導を行うため、担当行政との連携を強化し、受検率の向上へ繋げる。

- (2) 大分市における11条検査受検率向上対策
合併5～10人槽（補助・補助外）と合併11人槽以上の未受検者対策を大分市と連携し対応。
単独処理浄化槽の未受検者対策について市と対応策を協議。
- (3) 保健所・保健部・権限移譲市管轄における合併11人槽以上の未受検者への対策
未受検者に対し、協会理事長名にて受検勧奨を行う。
協会勧奨後に未受検者データを行政へ報告し、未受検者に対する行政指導の要請を行う。
- (4) 保健所・保健部・権限移譲市管轄における補助外合併5～10人槽の未受検者への対策
未受検物件に対し、協会理事長名にて受検勧奨を行う。
協会勧奨後に未受検者データを行政へ報告し、未受検者に対する行政指導の要請を行う。
- (5) 月次拒否対策
月次行政報告後の受検拒否者への行政指導が継続的な指導となるよう行政と連携。
- (6) 月次不適正報告
月次行政報告後の不適正指導の情報共有を図り、不適正浄化槽の早期改善へ取り組む。

2. 検査件数の確保について

法定検査を確実に実施するための業務体制の整備を行うとともに、検査件数を確保するため、以下の項目を重点項目と定め、平成32年度（協会40周年）に向けて浄化槽の信頼性の確保と受検率向上に取り組む。

- (1) 現有物件の確保
検査保留物件の減少対策のため、前年度に検査を実施した物件の進捗管理を月ごとに行う。
（平成29年度11条検査における保留発生率は1.4%）
検査拒否物件の減少対策のため、検査受付時の物件内容の精査を強化するとともに、受検意思確認並びに説明責任を果せるよう徹底し、現有物件の確保に努める。
（平成29年度11条検査における拒否発生率は1.3%）
- (2) 検査編成における進捗率の向上
検査編成時の進捗率を向上させるために以下のとおり編成を行う。
検査員及び各課・支所ごとの年間件数を定め、課長・支所長が進捗管理を行い目標件数の達成に努める。
月内の保留物件の削減を図るため、効率的な編成計画を行う。
休日等の立会検査希望者対応のため、振替休日制度を活用し検査員の負担軽減を図る。
- (3) 7条検査実施率向上及び7条検査から11条検査への移行率100%を目指す
7条検査における進捗率低迷の要因である、検査依頼書の記載不備への対策に努める。
7条検査物件の管理部門を設け、物件の把握と進捗管理を行う。
使用開始報告書の未提出物件に対して、検査依頼書受付月の2ヶ月経過後に確認対応する。
振替休日制度を活用し、面談検査にて検査実施率及び11条検査への移行率の向上を目指す。
- (4) 未収金対策
未収金発生物件については、引き続き通常どおりの検査編成を行い、浄化槽における維持管理の必要性並びに11条検査の役割についての説明を行い、未収金の回収並びに法定検査実施へと繋がるように努める。
また、入金遅滞物件については、経理課と連携し督促処置を行い、未収金発生の抑制を図る。

3. 法定検査の信頼性確保に向けた取組について

各種精度管理規程に基づく法定検査関係諸規定（平成29年4月1日施行）の整備をさらに進め、計画的に検査員の教育訓練を実施することで、法定検査精度並びに検査員の資質向上を図る。